

事業者向け QA集

Q

署名依頼メール受信から署名を行うまでの期限はありますか。

A

GMOサインのシステム上、署名依頼メールの受信から30日間が有効期限になります。30日間を過ぎてしまいますとURLが無効化されます。ただし、知多市の運用としては落札から7日後を契約締結日としていますので、契約締結日までに署名をしていただきますようお願いいたします。

Q

締結済み文書(PDF)のファイル名を変更した場合は改ざんとみなされますか。

A

ファイル名を変更しただけでは、改ざんとはみなされません。

Q

利用者メールアドレスは電子入札システムに登録してあるメールアドレスを使用する必要がありますか。

A

電子入札システムと同じメールアドレスでなくても問題ありません。

Q

契約締結証明書はGMOサインのアカウントを作成しないと取得できないのでしょうか。

A

契約締結済み文書の契約締結証明書の発行を行う場合はアカウント作成が必要となります。
無料アカウントの作成は署名完了後の画面、もしくはお申込みフォームから作成いただけます。

Q

事業者は電子契約を行うに当たり、費用が発生するのでしょうか。

A

電子契約システムにて知多市と契約締結を行う場合、事業者様の費用負担はございません。

Q

事業者は電子契約を行うに当たり、パソコン・スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。

A

電子契約システムにて契約締結を行うに当たり、メールアドレスが必要です。
また、契約締結済み契約書の「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認するためには、パソコン・スマートフォン等にAdobe Acrobat Reader がインストールされている必要があります。

Q

電子契約書には収入印紙は必要ないということでしょうか。

A

電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。

Q

電子契約を締結後、その案件に対して契約変更を行う場合は、どのようにするのでしょうか？

A

原則、改めて電子契約により変更契約を締結することになります。

Q

締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか？

A

電子契約書の容量が合計6MB以内であれば、「電子署名完了のお知らせ」メールに直接電子契約書が添付されます。また、合計6MBを超える場合は、当該メールのダウンロードボタンから、署名完了後14日以内であれば何回でもダウンロードが可能です。
なお、15日を超えてダウンロードをする必要がある場合は、無料アカウントの作成をご検討ください。